

岡山県における法人県民税・法人事業税の税率等

1. 法人県民税

(1) 均等割

区 分	H16.4.1 以後に開始する事業年度		
	本来の均等割 (年額)	加算額※2 (年額)	納税額 (年額)
資本金等の額が 50 億円を超える法人※1	800,000 円 +	40,000 円 =	840,000 円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人	540,000 円 +	27,000 円 =	567,000 円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人	130,000 円 +	6,500 円 =	136,500 円
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人	50,000 円 +	2,500 円 =	52,500 円
その他の法人 (資本金等の額が 1,000 万円以下の法人) ※3	20,000 円 +	1,000 円 =	21,000 円

- ※1 資本金等の額とは、法人税法に規定する資本金等の額をいいます。なお、一定の欠損の填補又は損失の填補に充てた金額がある場合はその金額を控除し、一定の剰余金又は利益剰余金を資本金とした金額がある場合はその金額を加算した額になります。また、「資本金等の額」が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、「資本金等の額」を「資本金と資本準備金の合算額」としてください。
- ※2 「おかやま森づくり県民税」として森林保全のために、本来の均等割額に 5%相当額を加算して負担していただくものです。
- ※3 公益法人等 (個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。) など資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (相互会社を除く。) については最低税率 (年額 21,000 円) を適用します。

(2) 法人税割

区 分	H26.10.1 以後に開始した事業年度	R1.10.1 以後に開始した事業年度
(1) 資本 (出資) 金の額が 1 億円を超える法人 (2) 保険業法に規定する相互会社 (3) 法人税割の課税標準となる法人税額※4 が年 1,500 万円を超える法人	4.0%	1.8%
資本 (出資) 金の額が 1 億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額※4 が年 1,500 万円以下の法人	3.2%	1.0%

※4 「法人税割の課税標準となる法人税額」は 2 以上の都道府県に事務所等を有する法人は関係する都道府県に分割する前の額です。

2. 法人事業税及び特別法人事業税

区 分			法人事業税				特別法人事業税					
			H28.4.1 以後開始する事業年度	R1.10.1 以後開始する事業年度	R2.4.1 以後開始する事業年度	R4.4.1 以後開始する事業年度	H28.4.1 以後開始する事業年度	R1.10.1 以後開始する事業年度	R2.4.1 以後開始する事業年度	R4.4.1 以後開始する事業年度		
以下②から④の事業以外の事業①	普通法人 (特別法人、外形標準課税法人を除く)、公益法人等、人格のない社団等	所得割	軽適用税率	年 400 万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%	法人事業税所得割額 × 43.2%	法人事業税所得割額 × 37.0%	法人事業税所得割額 × 37.0%	法人事業税所得割額 × 37.0%
			年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	5.1%	5.3%	5.3%	5.3%					
		年 800 万円を超える所得	6.7%	7.0%	7.0%	7.0%						
		軽減税率不適用法人※6	6.7%	7.0%	7.0%	7.0%						
	特別法人 (法人税法別表三に掲げる協同組合 (農業協同組合、信用金庫等)、医療法人等)	所得割	軽適用税率	年 400 万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%	法人事業税所得割額 × 34.5%	法人事業税所得割額 × 34.5%	法人事業税所得割額 × 34.5%	法人事業税所得割額 × 34.5%
			年 400 万円を超える所得	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%					
		年 800 万円を超える所得	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%						
		軽減税率不適用法人※6	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%						
	外形標準課税法人 ※5	所得割	軽適用税率	年 400 万円以下の所得	0.3%	0.4%	0.4%	—	法人事業税所得割額 × 414.2%	法人事業税所得割額 × 260.0%	法人事業税所得割額 × 260.0%	法人事業税所得割額 × 260.0%
			年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	0.5%	0.7%	0.7%	—					
年 800 万円を超える所得			0.7%	1.0%	1.0%	—						
軽減税率不適用法人※6			0.7%	1.0%	1.0%	1.0%						
付加価値割		1.2%	1.2%	1.2%	1.2%							
資本割		0.5%	0.5%	0.5%	0.5%							
電気供給業 (発電事業等・小売電気事業等、特定卸供給事業※7) ②	外形標準課税法人 ※5	収入割	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%	法人事業税収入割額 × 43.2%	法人事業税収入割額 × 30.0%	法人事業税収入割額 × 40.0%	法人事業税収入割額 × 40.0%		
		付加価値割	—	—	0.37%	0.37%						
		資本割	—	—	0.15%	0.15%						
	上記以外	収入割	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%						
		所得割	—	—	1.85%	1.85%						
上記②以外の電気供給業・ガス供給業※8・保険業等③	収入割	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	—	—	—	法人事業税収入割額 × 30.0%			
	付加価値割	—	—	—	0.48%							
	資本割	—	—	—	0.77%							
特定ガス供給業④※9	収入割	—	—	—	0.32%	—	—	—	法人事業税収入割額 × 62.5%			
	付加価値割	—	—	—	0.77%							
資本割	—	—	—	0.32%								

- ※5 外形標準課税法人は、①及び②の事業を行う公共法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人以外の法人で資本金の額又は出資金の額 (資本金の額等) が 1 億円を超える法人をいいます。資本金の額等が 1 億円以下であっても、令和 7 年 4 月 1 日開始事業年度より「前事業年度 (注) に外形標準課税の対象であった法人であって、資本金の額等と資本剰余金の額との合計額 (払込資本の額) が 10 億円を超えるもの」又は令和 8 年 4 月 1 日開始事業年度より「払込資本の額が 50 億円を超える法人等の 100%子法人等のうち、払込資本の額等が 2 億円を超えるもの」は外形標準課税法人となります。
- ※6 軽減税率不適用法人とは、3 以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額等が 1,000 万円以上の法人をいいます。なお、外形標準課税法人は、R4.4.1 以後に開始する事業年度から軽減税率は適用されません。
- ※7 特定卸供給事業の税率は、R4.4.1 以後に終了する事業年度から適用します。
- ※8 ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業に限ります。
- ※9 地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する事業をいいます。

(注) 経過措置があります。岡山県 HP を確認ください。